

「シンガポール：2007年度予算案」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

シンガポールのシャムガラトナム教育相兼第二財務相は、2月15日の2007年度予算案スピーチにおいて、法人税率を現行の20%から18%に引き下げると発表しました。また、消費税率(GST)は今年7月から2ポイント引き上げられて7%になり、約8億Sドルの法人税減税分を賄う予定です(今年度は約7.5億Sドル、来年度以降は約15億Sドルの増収となる見込み)。さらに、40億Sドルの支出を計画した「消費税補償パッケージ」に基づき、成人のシンガポール人には所得と家の評価額に応じて、今後5年間でS\$100-S\$1,000のリベート(GSTクレジット)を付与することで、国民の消費税負担軽減にも配慮をしています。今回の予算案におけるの税制の主な改正点は以下の通りとなります。

【法人税】：賦課年度2008年より適用

1. 法人税が18%に減税

予算案スピーチでは、「世界の平均法人税率は過去5年で31%から27%に下がっており、今回の法人税率引き下げがさらなる投資を呼び込み、優れた雇用機会を生み出す」と強調されました。今回の減税により、シンガポールの法人税率は、リージョナル・ビジネスセンターとして競合している香港の17.5%に比肩するレベルとなりました(ただし、2月28日の香港の予算案では法人税率の引き下げがあるとも予測されています)。

2. 法人税の計算上課税所得から控除可能な金額の上限がS\$300,000にまで引き上げ(従来はS\$100,000)

《 所得の以下の金額が課税対象外となる 》

- | | | |
|--|---|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> - 最初の S\$ 10,000 に対して75% → S\$ 7,500 - 次の S\$ 290,000 に対して50% → S\$ 145,000 | } | 最高 S\$152,500 の所得控除 |
|--|---|---------------------|

控除金額の増額は、全ての企業に対して適用されますが、中小企業が最も恩恵を受けるものと考えられます。今回の改正により、シンガポールの約80%の黒字企業の実効税率が10%以下になると見込まれており、課税所得がS\$500,000の会社の実効税率は12.5%となります。これらの実効税率は、競合相手であるアイルランド(12.5%)と同レベル、香港(17.5%)に比べると遥かに低い税率となります。

3. 新規設立会社に対する課税免除期限の撤廃

シンガポールは、グローバルな中小企業の誘致及び育成を目指しており、特定の新規設立会社(シンガポールで設立され、当該賦課年度に税務上のシンガポール居住法人であって、対象期間に株主の数が20名を超えず、かつ株主の全てが個人)に対しては、賦課年度2005年から2009年において、設立から3年間は課税所得のうち最初のS\$100,000について免税とされていましたが、今回

2009年の期限が撤廃され、適格企業は設立当初3年間は常に当該免税措置を利用できるようになりました。

【その他の改正】

1. 物品・サービス税（GST）が5%から7%に引き上げ（2007年7月1日より）
2. 飲食税（CESS:1%）の廃止
3. 乗用車、オートバイの道路税の8%引き下げ
4. 中央積立基金（CPF）の雇用者負担率を13%から14.5%に引き上げ（2007年7月1日より）
5. 中小企業のCPFのコスト負担軽減のため、2年間のキャッシュ・リベート実施

《対象金額は以下のとおり》

企業が支払う雇用者分・被雇用者分のCPF拠出金額の総額に対して

1年目：最初の4万Sドルに対して2%、次の4万Sドルに対して1%

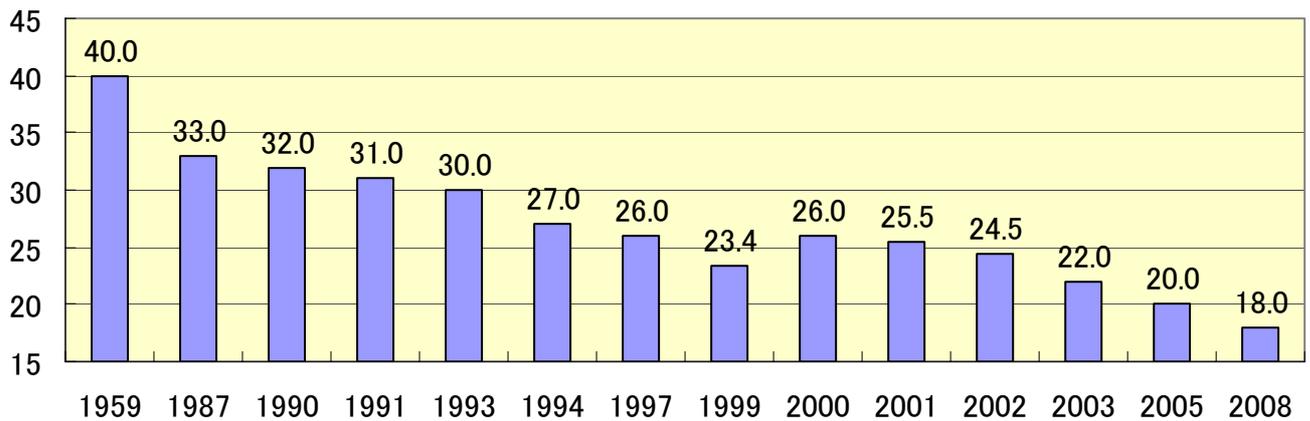
2年目：最初の4万Sドルに対して1%、次の4万Sドルに対して0.5%

※対象となる企業の適格要件等の詳細については、2007年5月に発表される予定。

6. 中長期的に、国家研究基金（NRF）に年間5億Sドルの追加支援。2010年までの間、研究・開発（R&D）振興に国内生産（GDP）の3%を投入。

シンガポールの法人税率推移

税率(%)



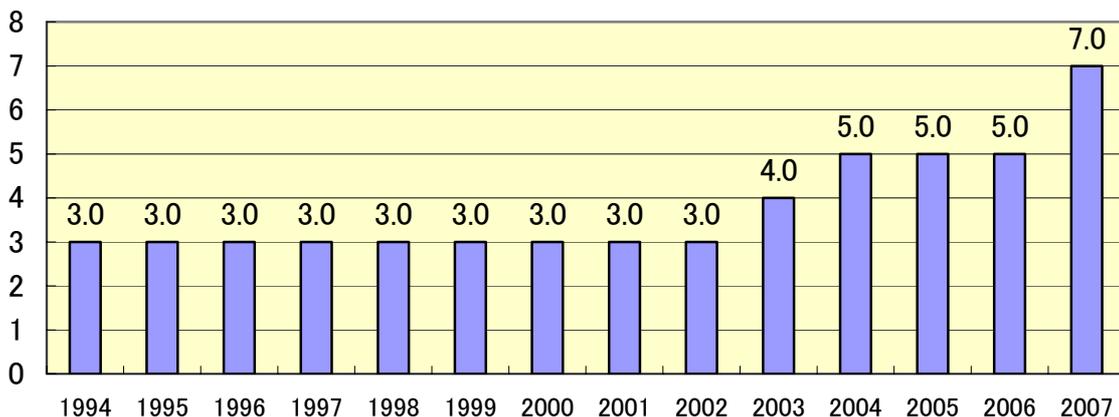
(出所) 各種資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

賦課年度

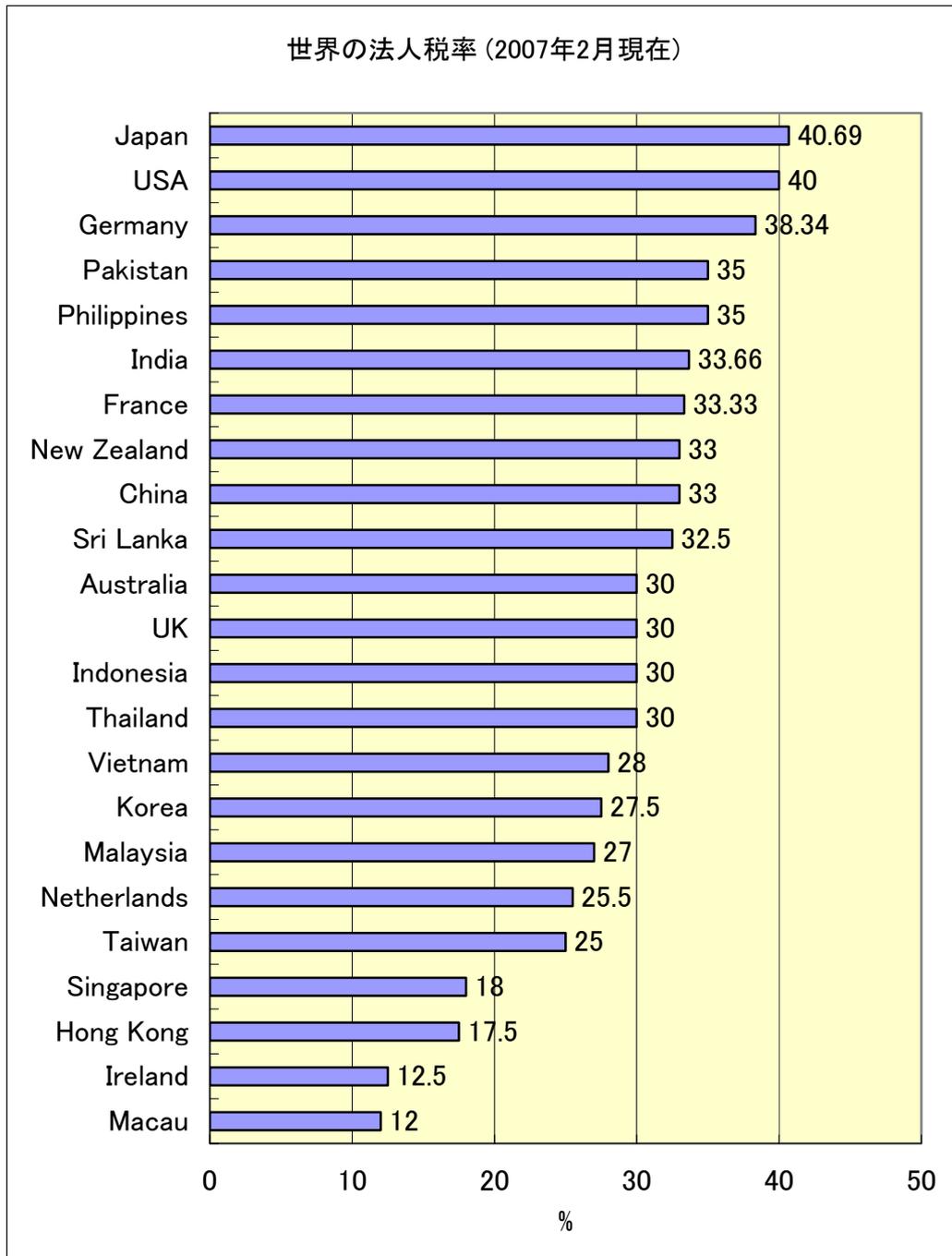
【注】1999年の法定税率は26%だが、キャッシュ・リベートによる実効税率で表示されている

税率(%)

シンガポールの消費税（GST）税率推移



(出所) 各種資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成



(出所) 各種資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

【注】 日本は事業税・地方税を含む実効税率
マレーシアは賦課年度2008年度より26%に引き下げられる

《参考ホームページ》シンガポール財務省

http://www.singaporebudget.gov.sg/budget_2007/index.html

(アジア法人業務部 小林裕子)

E-mail: Kobayashi@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231-1793

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。